

園芸作物の輸出の現状



農林水産省

令和6年7月

園芸作物の輸出状況

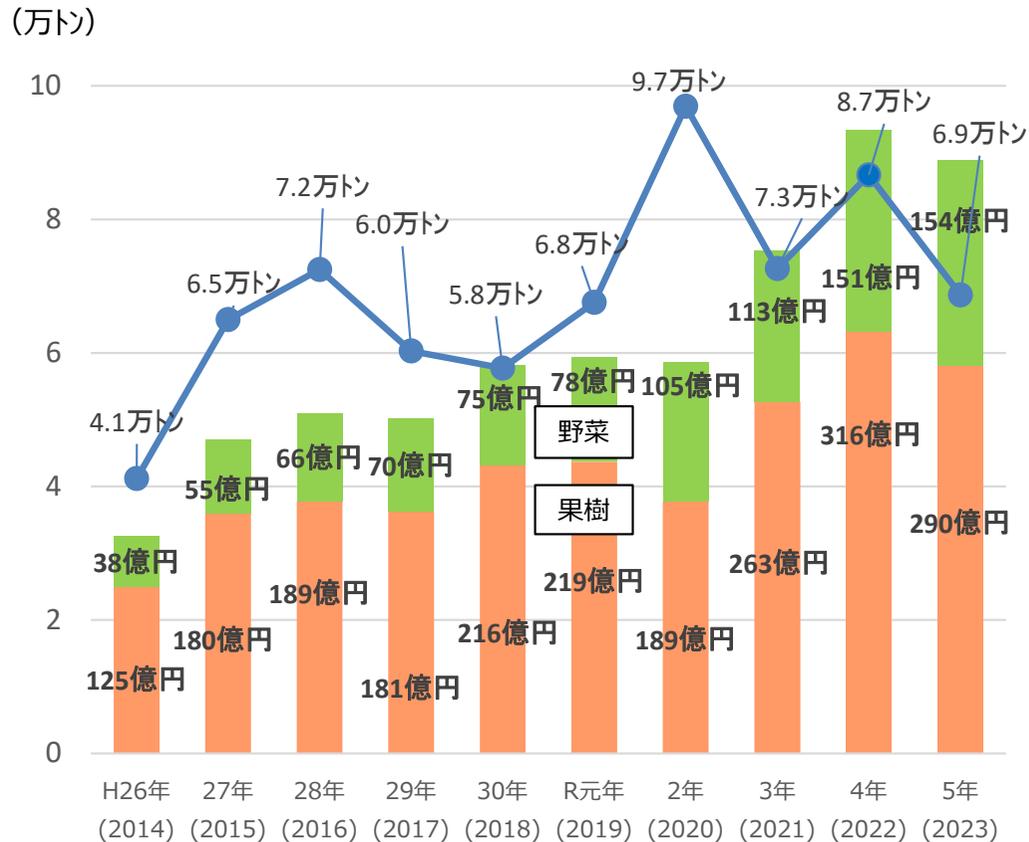


青果物の輸出の状況①



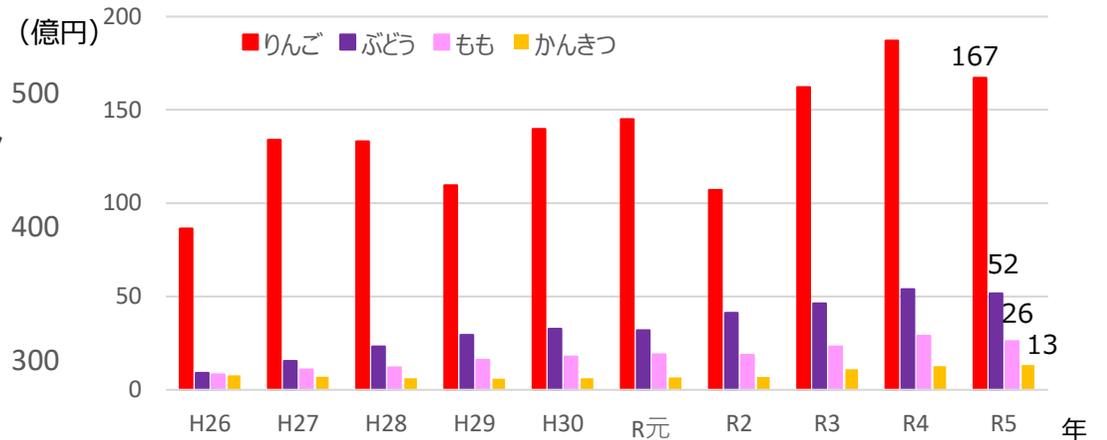
- 輸出目標 2025年 2兆円・2030年 5兆円の達成に向け、輸出重点品目に青果物を位置づけ。
- **青果物の2023年の輸出実績は、数量ベースで6.9万トン（前年比21%減少）、金額ベースで444億円（前年比4.8%減少）**となった。このうち、金額ベースでは、**果樹が65%、野菜が35%**を占める。

○ 青果物の輸出推移

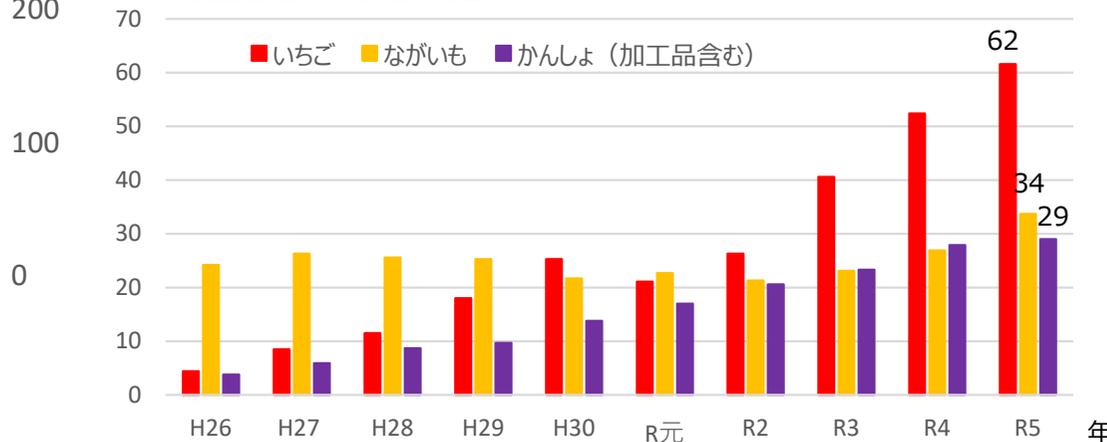


資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成。
注1：2022年のデータから、青果物の数値は「かき」「かんしょ」それぞれの加工品を含む数値を算出。

(億円) 【主な果実の輸出推移】



(億円) 【主な野菜の輸出推移】

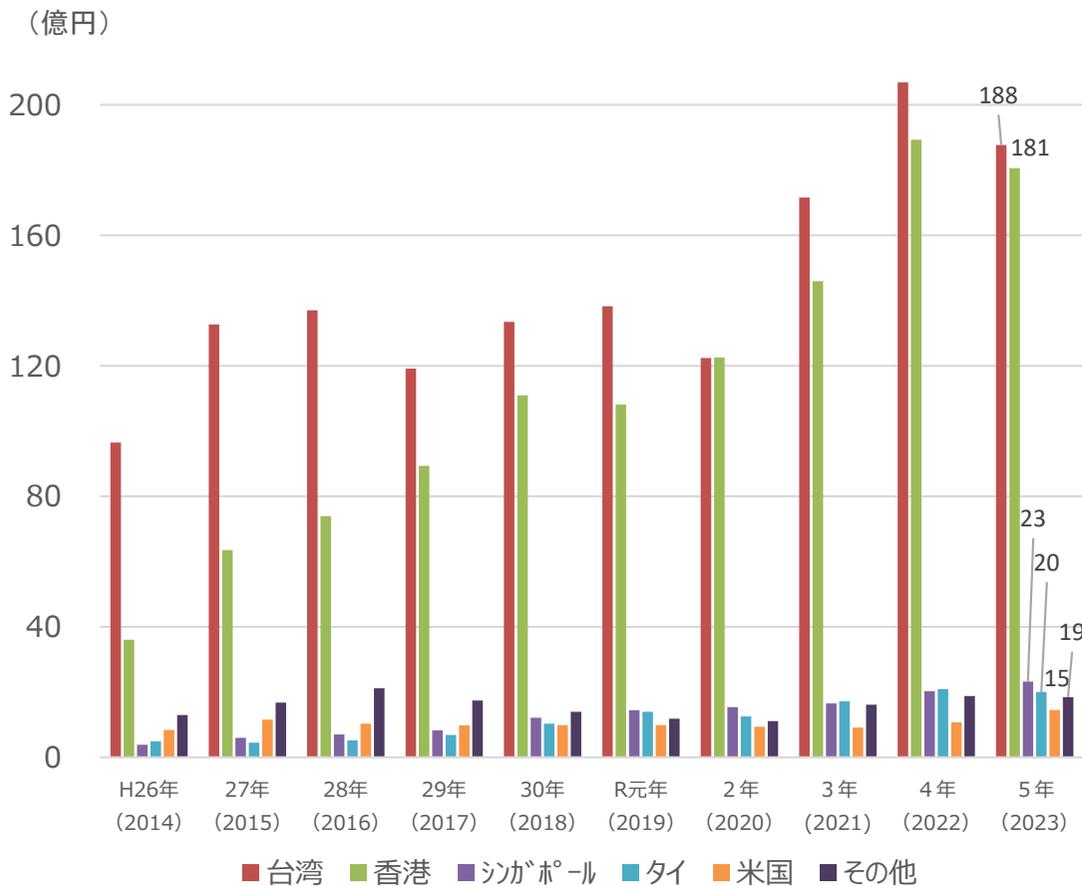


青果物の輸出の状況②



○ 輸出先国・地域別では、金額ベースで台湾向けが188億円と最も多く、台湾、香港向けが全体の輸出金額の8割以上を占める。

○ 青果物の国・地域別輸出額推移



○ 青果物の国・地域別内訳 2023年

	国名	輸出額 (量)	輸出額対前年比	輸出額構成比
1	台湾	187.6億円 (33,323トン)	90.7%	42.2%
2	香港	180.5億円 (23,739トン)	95.4%	40.6%
3	シンガポール	23.3億円 (3,624トン)	114.6%	5.2%
4	タイ	20.0億円 (3,181トン)	95.8%	4.5%
5	アメリカ合衆国	14.5億円 (2,503トン)	134.6%	3.3%
-	その他	18.5億円 (2,306トン)	98.2%	4.2%
-	世界	444.4億円 (68,676トン)	95.2%	100%

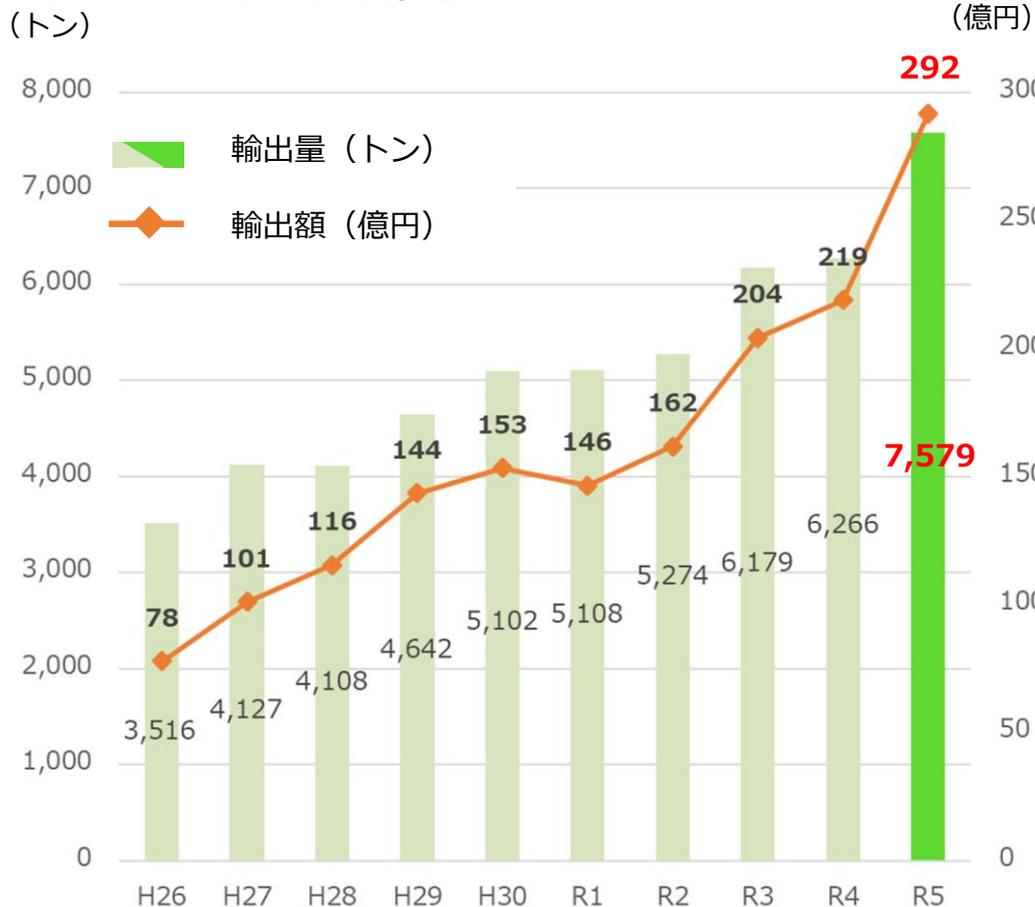
資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注1：2022年のデータから、青果物の数値は「かき」「かんしょ」それぞれの加工品を含む数値を算出。

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注1：2022年のデータから、青果物の数値は「かき」「かんしょ」それぞれの加工品を含む数値を算出。
注2：四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しないことがある。

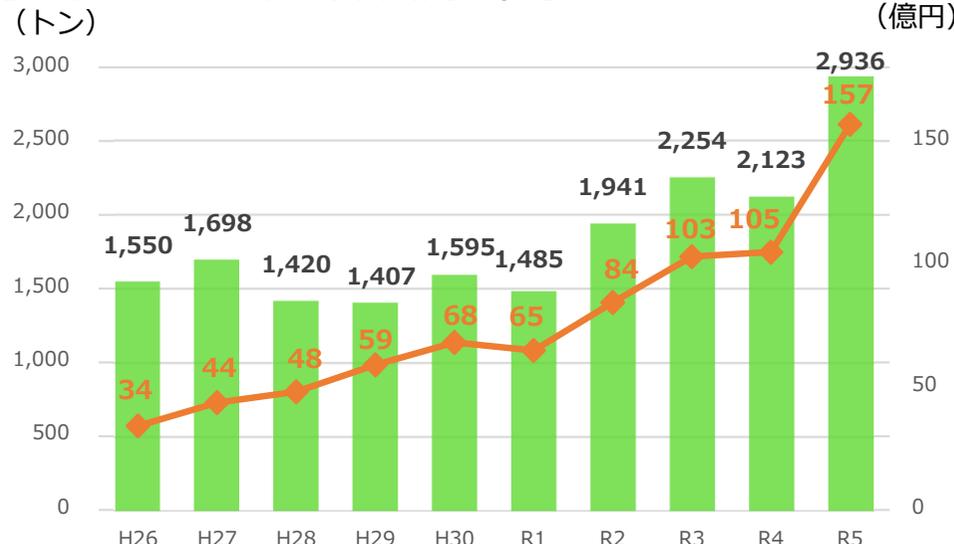
お茶の輸出の状況

○ 令和5年の緑茶の輸出額は292億円。健康志向や日本食への関心の高まり等を背景に、抹茶を含む粉末茶の需要が拡大し、過去最高額となった。

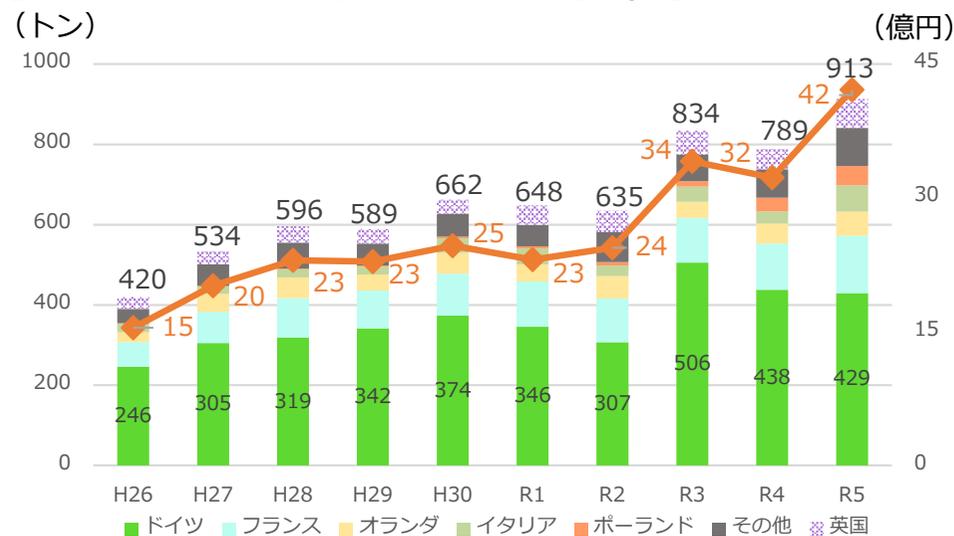
【緑茶の輸出実績（世界）】



【緑茶の輸出実績（米国向け）】



【緑茶の輸出実績（EU・英国向け）】



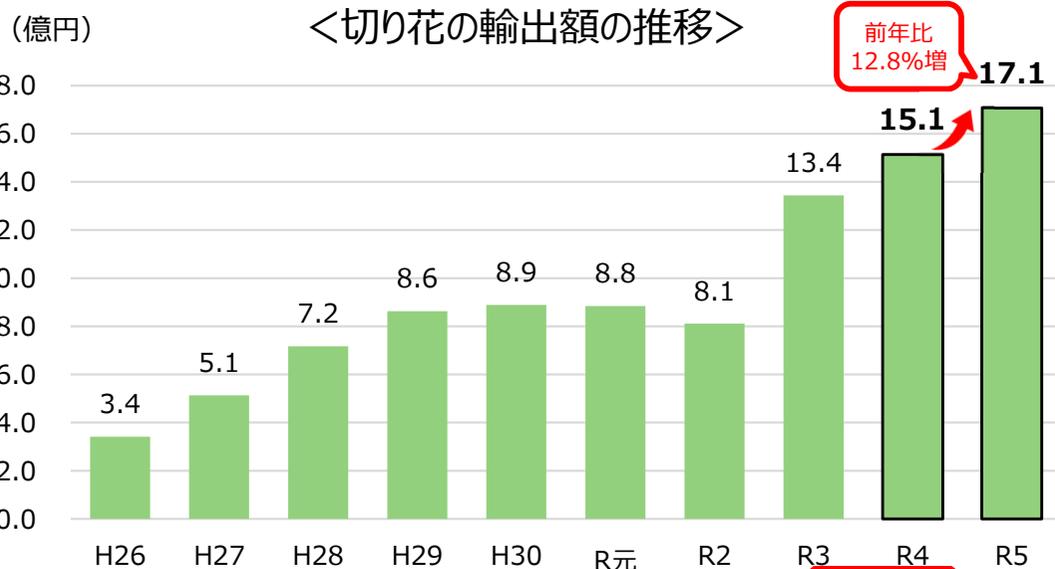
【緑茶の輸出価格の推移】

単位：円/kg

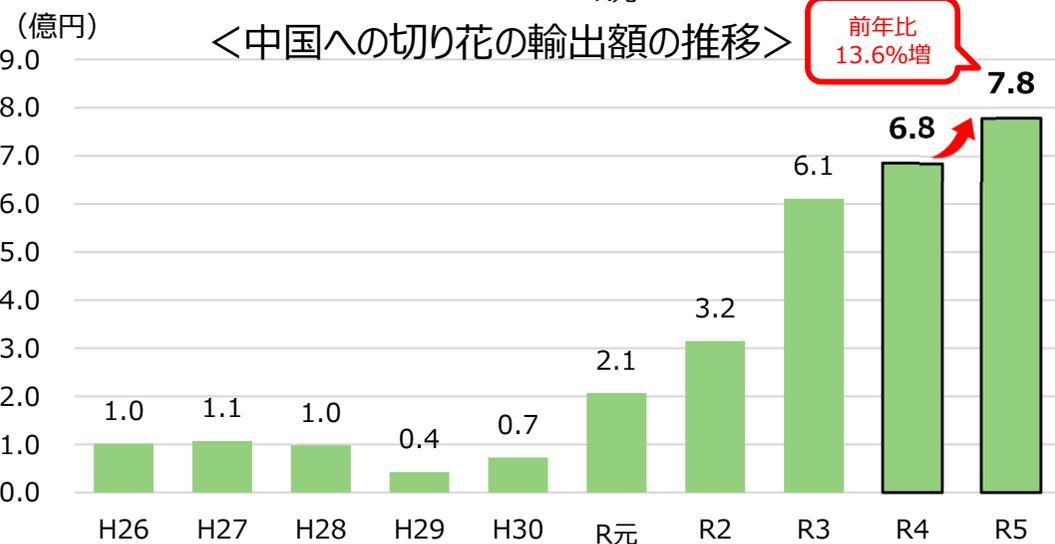
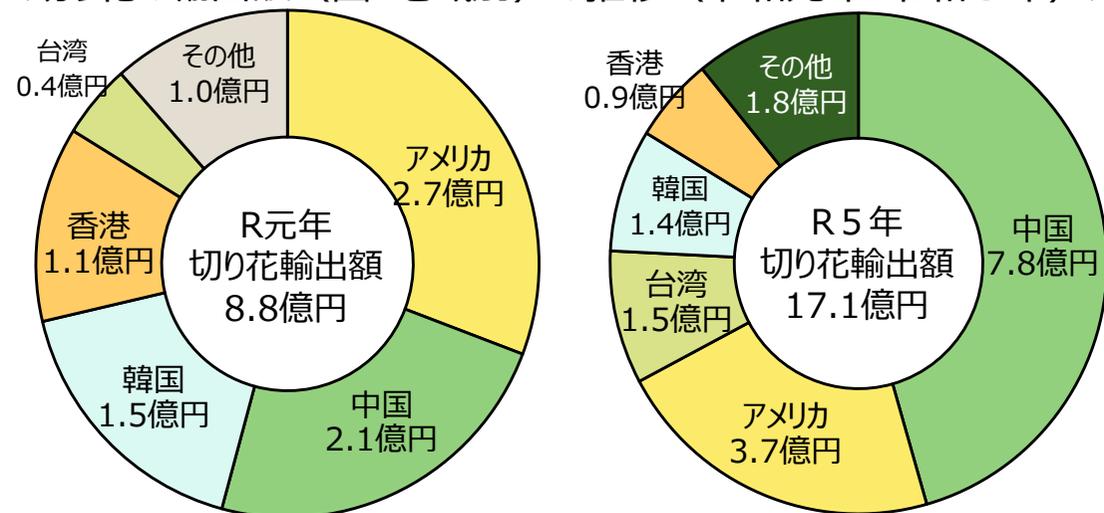
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
2,218	2,449	2,812	3,093	3,005	2,867	3,069	3,304	3,494	3,851

花き（切り花）の輸出の状況

- 令和5年の切り花輸出額は、17.1億円となり、輸出額目標18.8億円に向けて堅調に推移。
- 近年では、近隣アジア各国向けの輸出が増加しており、中国向け輸出額は7.8億円と令和元年から約3倍増加。
- 主な輸出品目はスイートピー、グロリオサなどの花のほか、中国ではアセビなどの切り枝も人気がある。



<切り花の輸出額（国・地域別）の推移（令和元年・令和5年）>



<切り花の輸出品目の例>



グロリオサ



ランキュラス



スイートピー



ドウダンツツジ



トルコギキョウ



アセビ



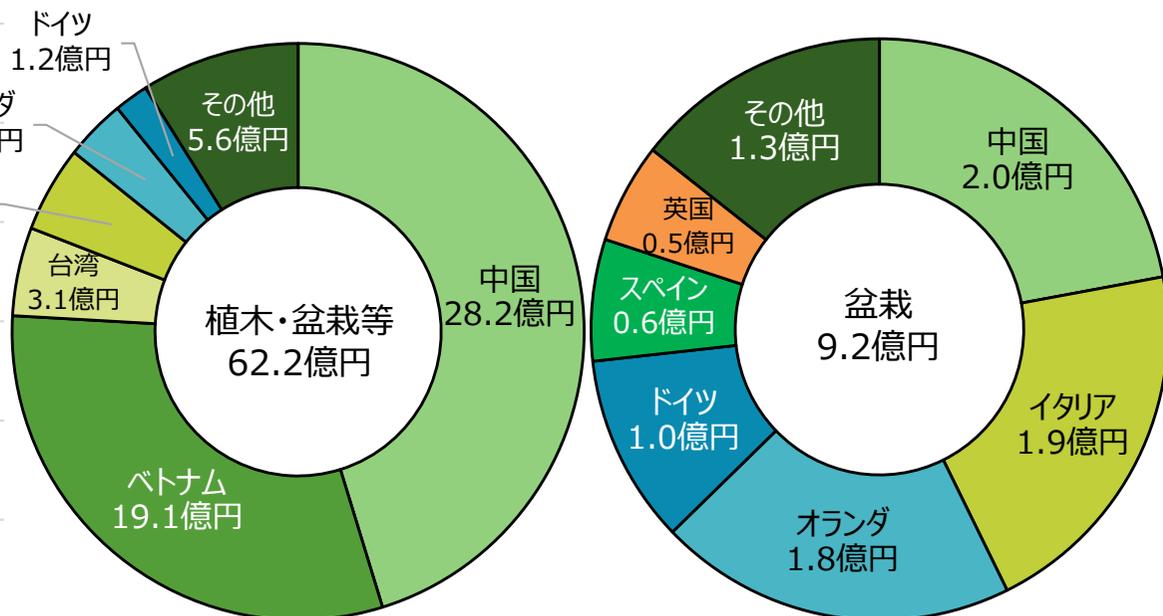
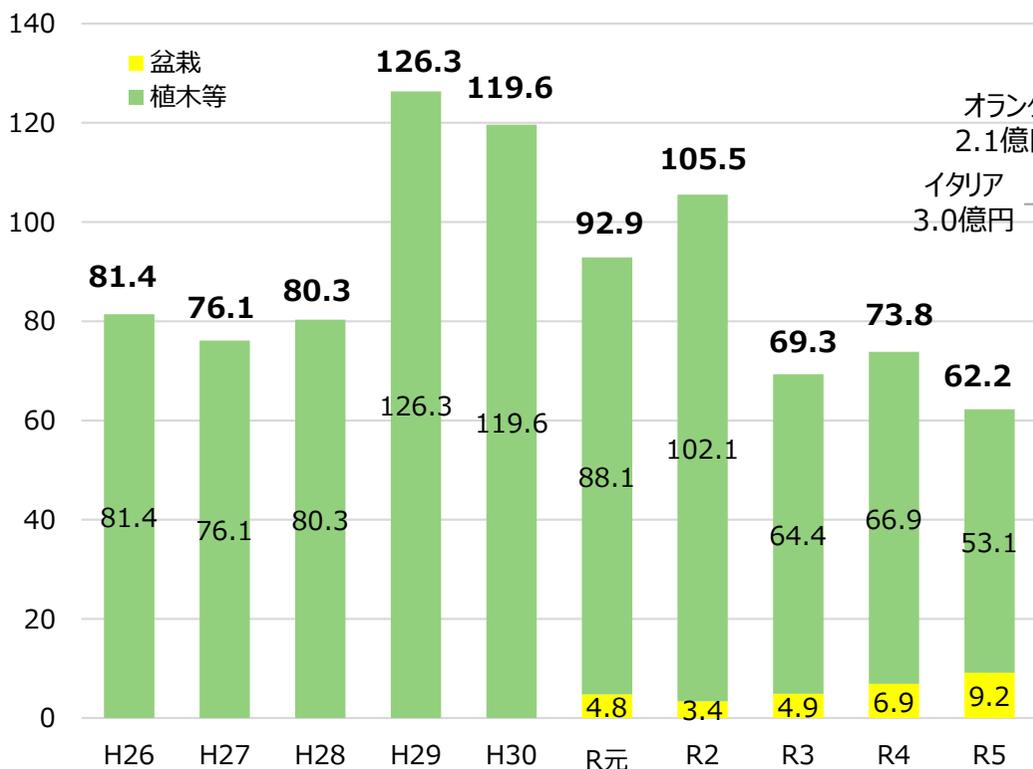
サクラ

花き（植木・盆栽等）の輸出の状況

- 植木・盆栽等の輸出額のうちベトナムと中国の2国で約8割を占める。主要な輸出先国である中国において人気の高いイヌマキ植木の輸出が検疫等の事情により中断していることから、植木の輸出額は令和3年度以降減少している。
- 一方、盆栽の輸出額については、E U向けクロマツ盆栽の輸出解禁（令和2年10月1日解禁）等が追い風となり、輸出額が増加。

＜植木・盆栽・鉢ものの輸出額＞

＜植木・盆栽・鉢ものの輸出額（国・地域別）（令和5年）＞



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※HSコード

植木等:0602.30-000, 0602.40-000, 0602.90-190, 0602.90-900

盆栽:0602.90-110

植木・盆栽等:0602.30-000, 0602.40-000, 0602.90-110, 0602.90-190, 0602.90-900 6

園芸作物の輸出拡大に向けた取組



国内及び海外の市場の変化

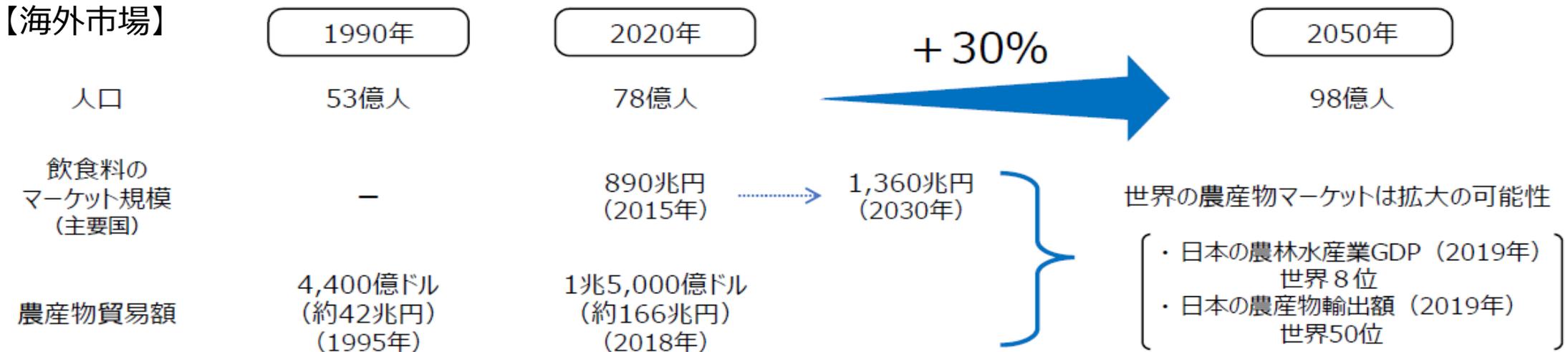
- **国内の市場規模は、人口減少や高齢化に伴い、縮小。**急速な需要の減少が、日本の農林水産業に大きな影響を与えることは不可避。
- **他方で、世界の農産物マーケットは、人口の増加に伴い、拡大する可能性。**このため、農林水産業の生産基盤を維持し、農林水産物・食品の輸出促進により世界の食市場を獲得していくことが重要。

【国内市場】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」
農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む）」、「生産農業所得統計」

【海外市場】



資料：国際連合「世界人口予測・2017年改訂版」、農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」、FAO「世界農産物市場白書（SOCO）：2020年報告」

産地における輸出に向けた取組



- 園芸作物の海外市場を獲得していくためには、**輸出先国の規制措置やニーズ**を踏まえながら、**輸出に対応した産地をさらに増加**させていく必要がある。
- このほか、**輸送時の品質保持**、輸出先国の販路の開拓やプロモーションなどが重要である。

○輸出先国ごと・品目ごとに様々な規制対応を求められる

規制対応の種類	規制の内容・例
植物検疫	○ 輸出先国ごと・品目ごとにより、園地登録や殺虫処理など異なる検疫措置への対応が必要。 (例：米国向けりんご輸出には、生産園地の指定や低温・消毒処置等が必要。タイ向けかんきつ類の輸出には、生産地域の指定や消毒処理等が必要。)
残留農薬・食品添加物	○ 国内と異なる残留農薬基準や、食品添加物規制等に対応するための栽培等が必要。
食品安全	○ 選果・こん包施設の認定や、示された安全管理に係る基準に従うことが必要。 (例：タイ向け青果物の輸出を行う選果・こん包施設は、タイ側規則に適合している旨の証明書の取得が必要。米国向け農産物の輸出には、米国が示す安全基準に従うことやその記録等が必要。)
その他 (容器・包装等)	○ 国内と異なる容器・包装基準等に対応する必要がある。

○品質保持のための流通体制の整備



鮮度保持フィルムの活用



効率的な輸送のための統一的な規格



CAコンテナの活用

○オールジャパンによる販売促進活動



日本産果実の輸出に係る統一ブランドマーク
「日本産果実マーク」



青果物の輸出拡大に向けた取組

青果物を輸出するためには、植物検疫条件や残留農薬基準などの輸出先国・地域の規制に対応する必要。このため、

- 植物検疫上、日本産青果物等の輸入を認めていない国・地域への**輸出解禁**の要請、条件付き輸入を認めている国・地域への**検疫条件緩和**の要請及び検疫協議、
 - 青果物の残留農薬基準について、**防除暦の見直し**や**インポートトレランス申請**等の支援、
 - その他の輸出上の制約となる**品質保持流通体制の強化に向けた取組**等の支援
- を行って、円滑な輸出に取り組める環境づくりを支援している。

輸出解禁等の要請

○最近解禁が行われた品目・国及び主な植物検疫条件

【りんご】インド（2022年3月）

- 登録生産園地での栽培 ・登録選果こん包施設での選果こん包
- 消毒処理 ・インド側検査官による査察 ・輸出検査

【メロン】米国（2021年11月）

- 輸出検査でスイカ緑斑モザイクウイルスの付着がないことを確認

【うんしゅうみかん】ベトナム（2021年9月）

- 登録生産園地での栽培 ・登録生産園地でのミカンバエ無発生確認
- ベトナム側検査官による登録生産園地の確認
- 登録選果こん包施設での選果こん包 ・輸出検査

○最近条件緩和が行われた品目・国

【かんきつ類】タイ（2023年5月）

- 防カビ処理及びワックス処理の代替措置

【なし】米国（2020年4月）

- 全ての都道府県(※)のなしが解禁・品種制限の撤廃。
- (※)沖縄県及び一部の離島を除く。

(参考) 二国間協議により検疫条件が定められている品目
植物防疫所HP : <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/bilateral.html>

残留農薬等の規制や品質保持流通体制の強化等に向けた支援

○残留農薬等の規制に適切に対応し、**ビジネスチャンス**につなげるため、

- 輸出先国における残留農薬基準に対応した**防除暦の見直し**や**残留農薬分析**等を支援
- 青果物の品質を確保するため、**長期保存・鮮度保持流通体系の確立**に向けた取組等を支援

(参考) 青果物輸出産地体制強化加速化事業 (R5 補正)

https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/f_yusyutu/

インポートトレランス申請の支援

○申請に必要なデータ作成等を支援

<品目別の支援件数>

品目	支援件数	品目	支援件数
りんご	6	かき	9
ぶどう	12	いちご	16
もも	5	その他	26
かんきつ	8	合計	82

※支援した延べ件数
※令和6年6月現在

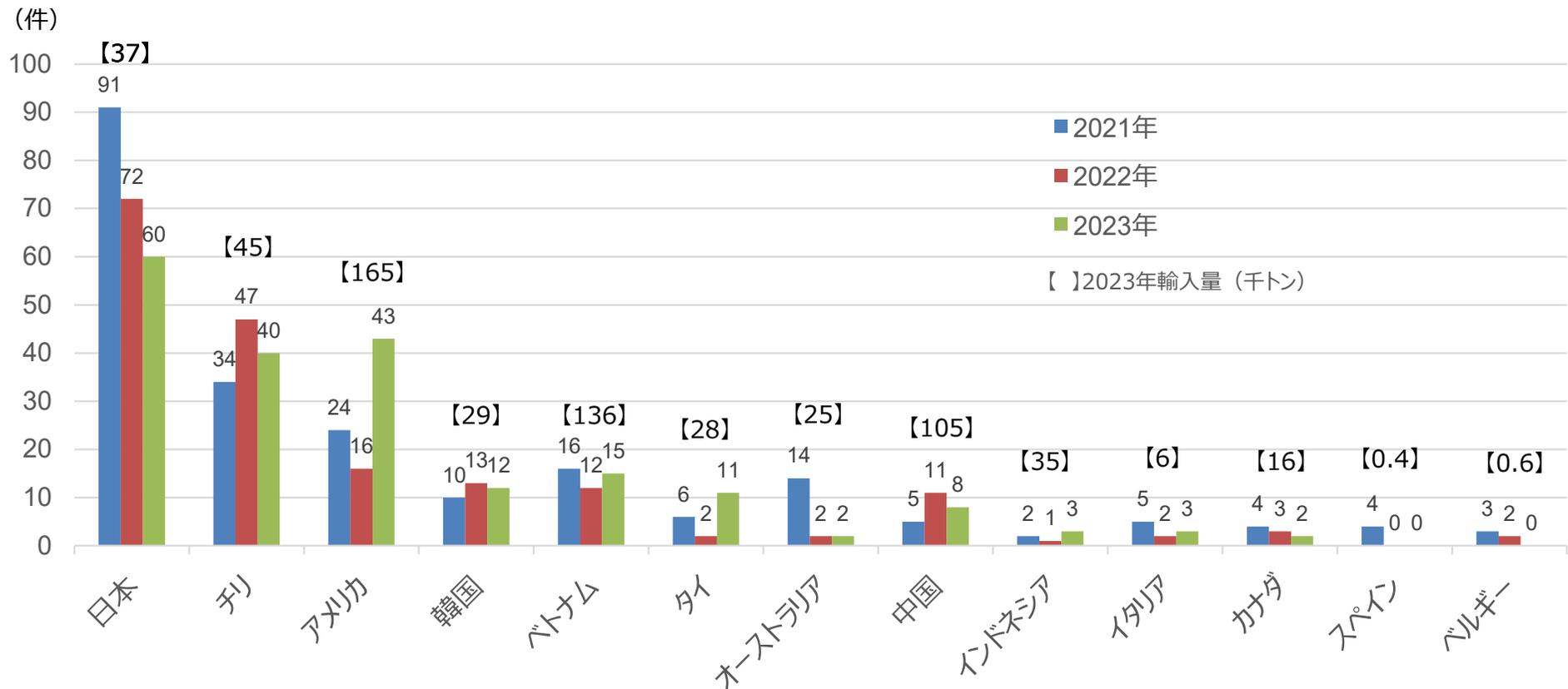
(参考) 諸外国における残留農薬基準値に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

台湾輸入検査における生鮮青果物の残留農薬基準超過件数

- 台湾輸入検査における我が国の生鮮青果物の**残留農薬基準超過件数は、2023年は60件**となっており、**他国と比べても非常に多い状況**。
- 今後の輸出拡大を円滑に進めるうえでも、**残留農薬基準に適合する農薬への変更や栽培技術の確立**など、当該問題の対応は急務。

○ 台湾輸入検査における生鮮青果物の残留農薬基準超過件数



資料：台湾衛生福利部食品薬物管理署webサイト及び※CPT webサイトを基に園芸作物課で作成

※2023年輸入量（千トン）は、台湾の輸入統計品目（7類及び8類）の合計重量

（第7類：食用の野菜、根及び塊茎）（第8類：食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮）

残留農薬基準への対応（台湾向けいちごグループの形成）

- 近年、アジア諸国で日本産いちごの需要が伸び、特に台湾向けの輸出が急激に増加。一方で、台湾において残留農薬基準値の超過事例が多発。
- **国内用に生産・出荷されたいちご**を輸出事業者が**市場調達し輸出したことが、基準値超過の主な要因**。
- このため、認定品目団体である（一社）日本青果物輸出促進協議会において、台湾の残留農薬基準に対応した防除等に取り組む**産地や輸出事業者等が参画したグループを形成し、輸出向けに生産している産地と輸出事業者との結びつきを強化**。

R5年度のいちごグループによる取組内容

取組項目	取組内容
1. 取組のPR活動	<ul style="list-style-type: none"> ・日青協HPに、台湾向けいちごグループの紹介ページを作成し、グループの共通項の取組とメンバー毎の取組を掲載。繁体字版を作成するなど内容を充実化。 (https://jpfruit-export.jp/ichigo_group.html) ・産地等が、台湾向けに栽培したいちごであることをPRするためのシール添付に係る実証を実施。
2. 病害虫防除マニュアルの改訂	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾の残留農薬基準値に対応した生果実（いちご）の病害虫防除マニュアルを改訂。 (https://jpfruit-export.jp/ichigo/images/JFECmanual03.pdf)
3. 台湾向けいちご輸出に関する勉強会	<ul style="list-style-type: none"> ・計3回の勉強会を実施し、台湾の残留農薬基準値等に対応するために必要な防除技術や栽培体系確立に係る情報共有、現地における状況の共有、産地等同士による情報交換などを実施。



〔上：グループを紹介するwebサイト〕



〔上：病害虫防除マニュアル〕



〔左：PR用のシール〕



一般社団法人日本青果物輸出促進協議会（認定品目団体）

- 日本青果物輸出促進協議会は、国産青果物とその加工品の輸出促進事業や情報の収集・提供等を通じて、国産青果物等の輸出を促進することを目的に平成27年5月に設立。令和4年11月に任意団体から一般社団法人に移行。
- 令和4年12月に改正輸出促進法に基づく、農林水産物・食品輸出促進団体（いわゆる品目団体）に認定。
- 当協議会では、品目団体予算等を活用し、国内外での**オールジャパンでの国産青果物等のPR、展示会・セミナー等の実施、海外マーケティング調査を実施**。各取り組みを行う際には、会員の要望等を踏まえ実施。

【取組内容】

○海外における国産青果物のPR

海外における日本青果物の展示や試食会、SNS等を活用した日本産青果物のPR、日本産果実マークを使用した偽装防止対策やプロモーションの実施により、日本産青果物のブランドを確立。



海外（ドバイ）における
日本産果物の展示



SNSを活用した
日本産青果物PR



日本産果実マークによるPR

○輸出ターゲット国のマーケット調査

海外の小売店舗で、日本産と競合他国産について、店頭価格、品質等の販売状況を調査の実施。会員が調査を実施。



海外小売店における販売の様子

○国内外における商談会の開催

会員の参加希望を募り、国内で産地と輸出事業者、海外で輸出事業者と現地バイヤーをマッチングするための商談会を実施。



令和5年度は国内7か所、
海外（3か国）で商談会を開催

○メディアなどを活用した販売促進活動

会員の参加希望等を募り、メディアやKOLを活用したプロモーション、海外の小売店舗による販売促進活動により、日本産青果物の新規販路開拓を実施。



シンガポール、タイ、マレーシアで
旬の日本産果物をメディア向けに紹介

○輸出に関する課題解決に向けた実証

会員の発案により、R4年度は、かんしょ輸出の大きな問題である輸送時の腐敗低減に向け、洗浄機械の開発や温湿度管理手法の実証。



かんしょの洗浄機械・洗浄ブラシ
洗浄ブラシの素材の違いで、
かんしょの傷のつき具合を検証

○その他の取組

- ・青果物部会による品目毎の輸出戦略の策定や中期計画の検討、栽培マニュアルの作成。
- ・輸出産地リスト事業者の日本産青果物の商談用サイトの設置
- ・青果物の輸出に関する各種情報の入手、協議会会員への配信 等

参加事業者の募集開始

～青果物の輸送リスク低減のための実証事業に参加してみませんか？～

1. はじめに

本事業は、青果物の輸送中における腐敗や品質劣化等の事故要因に係るデータを収集し、詳細なリスク分析を行うことで、リスク低減に寄与する輸送方法の提案や保険料率の最適化に繋げることを目的としています。本事業の実施に当たり、参加いただける事業者の募集を行います。

2. 事業の概要

【1】対象事業者

以下の7品目を取り扱う輸出事業者 ※いずれかの品目のみの参加も可能です

① りんご ② ぶどう ③ もも ④ かんきつ ⑤ かき ⑥ いちご ⑦ かんしょ



【2】ご協力いただきたい事項（* は一部の参加事業者）

- ✓ 調査票への回答
- ✓ 輸出食品専用保険（G F P 会員プラン）へのご加入
- ✓ データロガーの設置
- ✓ 包材や鮮度保持技術等のトライアル利用 *
- ✓ 保険会社への事故連絡と保険金請求
- ✓ アンケートと個別ヒアリング *



データロガー

- 温度・湿度等を計測
- 貼り付け簡単
- 返却不要（使用後廃棄）

【3】調査期間

参加事業者が申込をした日から、令和7年2月末日まで

【4】協力費

本事業で取り扱った**輸出額100万円当たり8,000円**をお支払いします

- 本事業で収集した自社のデータを閲覧することができますので、輸送中の事故の実態が把握でき、損害防止に役立てられることが期待できます。
- 本事業への参加を通じて、腐敗・品質劣化等のリスクに備えることのメリットを実感でき、総合的なリスクマネジメントの向上が期待できます。



3. 応募要件

- 三井住友海上火災保険(株)の「輸出食品専用保険」*に加入し、保険付保情報や事故情報の開示に同意できること（個人情報や企業秘密は公開されません）
- 表面の「2. 【2】ご協力いただきたい事項」に記載した内容にご協力いただけること
- 農林水産物・食品輸出プロジェクト（G F P）の会員であること

* 輸出食品専用保険は、売買契約がCIF条件およびDelivered（DAP, DPU, DDP）条件の場合にのみご契約いただけます。FOB条件やCFR条件等の本船船積み以降の保険手配を輸入者が行う売買契約の場合、本商品はご契約いただけません。

4. 応募の流れ

下表の①～④の順番で応募手続きを進めていただくようお願いいたします

① 募集内容の確認	専用ホームページの募集要項をお読みいただき、事業内容の詳細をご確認ください。8月20日に募集説明会を実施しますので、適宜ご参加ください（録画配信も予定しています）。
② 参加申込みと同意	専用ホームページ（下記QRコード）の「お申込みはこちら」をクリックし、移遷したページに掲載している参加申込書兼同意書をご記入のうえ、送信ボタンを押してください。ご記入内容を確認のうえ、事務局からメールで以降の手続きに関してご案内します。
③ 調査票の作成と提出	事務局より「調査票」をご案内します（8月下旬以降を予定）ので、参加事業者に関する情報、輸出食品専用保険の対象リスクに関する基本情報、過去の事故歴に関する情報、希望条件についてご回答いただき、事務局にメールを送付ください。
④ 輸出食品専用保険の加入手続き	三井住友海上火災保険(株)の取扱代理店または営業課支社より、輸出食品専用保険のお見積書をご案内しますので、当該内容を踏まえ、本保険へのご加入手続きをしてください。



応募は **専用HP** から



<https://www.irric.co.jp/topics/news/2024/0807.php>

（注）想定している参加事業者数に達し次第、募集を終了しますので、ご承知おきください。

お問い合わせ

- 応募に関して
三井住友海上火災保険(株) 公務開発部 開発チーム（担当：澤田）
Tel:03-3259-4384 e-mail:koumu_kaihatsu@ms-ins.com

- 募集説明会に関して
MS&ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部（担当：谷藤、浦岡）
e-mail : yoshifumi-tanifuji@ms-ad-hd.com、noriyuki.uraoka@ms-ad-hd.com

MS&AD

MS&ADインシュアランスグループ

輸出食品専用保険のご案内

GFP会員プラン

輸出食品専用保険の特徴

- 海上輸送(コンテナ入り)や航空輸送で輸出される食品を対象とする外航貨物海上保険です。
- 輸送中の偶然・外来の事故による貨物の損害を補償します。
- 輸出食品専用保険では、通常の外航貨物海上保険では補償されない**腐敗・品質劣化損害**や**温度変化損害**を含めて補償します。
- オプションで、**輸入不許可命令**が出されたことによって発生する損害についても年間100万円を限度※に補償が可能です。

※Delivered (DAP, DPU, DDP)条件の場合は200万円が限度となります。

GFP会員プランの主な特徴

GFP会員プランでは、1事故あたりのお支払限度額を以下のとおり引き上げます。

	腐敗 品質劣化 損害(注1)	温度変化 損害(注2)
一般プラン	500万円	1,000万円
GFP会員プラン	550万円	1,500万円(注3)

(注1) 冷蔵・常温貨物について、輸送中に生じた腐敗・品質劣化損害を補償します。

(注2) 冷凍貨物について、リーファーコンテナの故障等偶然・外来の事故により、輸送中に発生した温度変化損害を補償します。

(注3) 1輸送あたりの最大輸送額を参考に、1,500万円を上限として1事故あたりのお支払限度額を設定します。

本保険の対象となる貨物

温度帯	貨物の種類				
	青果物	水産物	畜産物	飲料 含むアルコール	加工食品 瓶・缶入り、乾物
常温	○		×		○
冷蔵(5度以下)			○		
冷凍(-15度以下)			○		

輸入者から損害の負担を要求された場合も補償

CIF条件では、輸出本船に貨物が積まれたあとは荷受人である輸入者がすべての損害を負担することとなりますが、梱包の不完全等を理由に、輸送中の腐敗・品質劣化損害や輸入不許可命令による返送・転送費用等※について**輸出者である貴社が損害の負担を求められる可能性があります。このような場合に貴社が負担する損害を補償します。**

※ ただし、輸入不許可命令による費用・損害については、オプション特約のセットが必要です



補償事例

写真はイメージです。

腐敗・品質劣化損害※

ドライコンテナ(冷凍・冷蔵装置のないコンテナ)でたまねぎを輸送したところ、輸入通関に想定以上に時間を要したことに
より腐敗損害が発生!

損害額
550万円

保険金お支払い
495万円
(自己負担割合:10%を適用)



※ 見込み損害額が100万円を超える場合は、本船到着後10日以内に損害査定をご依頼ください。万が一、10日以内に損害査定依頼がされなかった場合には、1事故あたりのお支払限度額が100万円へと縮小されるためご注意ください。

温度変化による損害※

リーファーコンテナ(冷凍・冷蔵装置を有するコンテナ)でマグロを輸送したところ、リーファーコンテナの故障により解凍損害が発生!

損害額
1,500万円

保険金お支払い
1,500万円



※ ただし保険金の支払いにあたっては前提条件を満たしている必要があります。詳細は当社社員までご照会ください。

輸入不許可命令による損害※

輸入国政府から貨物を日本に返送するよう指示があり返送費用が発生!
燻蒸命令をうけオレンジを燻蒸した結果、格落ち損害が発生!

損害額
100万円

保険金お支払い
90万円
(自己負担割合:10%を適用)



※ オプション特約のセットが必要となります。検査証明書等の書類の不備や食品添加物等の特定の事由を原因とする損害は補償の対象となりません。詳細は当社社員までご照会ください。

保険料例

〈 輸入不許可命令による損害を補償する特約のセットがない場合 〉

	青果物	水産物	畜産物	その他加工品・アルコール類等
年間輸出金額	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
1事故あたりの支払限度額	温度変化損害:1,500万円/腐敗・品質劣化損害:550万円			
年間保険料	300,000円	350,000円	450,000円	350,000円

- 上記補償例は、ご説明用のもので実例ではありません。
- このチラシは「輸出食品専用保険(GFP会員プラン)」の特徴を記載したものです。一部の損害については保険金をお支払いしない場合があります。詳細については「外航貨物海上保険」のパンフレットおよび協会貨物約款・特約をご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

《 お問い合わせ先 》

三井住友海上火災保険株式会社
公務開発部 開発チーム (担当:澤田)

Tel:03-3259-4384 E-Mail:koumu_kaihatu@ms-ins.com